

議案第37号

備前市老人憩いの家龍泉荘設置条例を廃止する条例の制定について

備前市老人憩いの家龍泉荘設置条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和4年2月22日提出

備前市長 吉 村 武 司

備前市条例第 号

備前市老人憩いの家龍泉荘設置条例を廃止する条例

備前市老人憩いの家龍泉荘設置条例(平成17年備前市条例第133号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。